

勝浦市農業委員会会議録

(1 1 月定例会)

平成30年11月6日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、8名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 浅 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	9 番 高 旨 粧 一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について

報告第3号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

先般の農業委員、推進委員の慰安旅行につきましてはお疲れ様でございました。

また、所用により参加ができなかった方もおりますが、色々な面で支援していただきまして大変ありがたく思っております。

それと夷隅文化会館での研修会や魅力市での就農相談会にご協力いただきまして、無事に実施することができました。

就農相談会では、色々な事情等ございましてアンケートにはご協力いただいたんですが、相談というところまでは至りませんでした。

また機会を設けて、継続して実施していきたいと思っております。

もし、相談したいという方がございましたら、積極的に相談に乗っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は事務局からご案内のありましたとおり、委員会終了後に農業者年金の研修等もございまして、ご承知おき願います。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会11月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番藤江義博委員及び1番吉野茂子委員を指名いたします。

よろしく願いします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番 申請地は白木の田1筆、1,646平方メートル、太陽光発電用地に転用するための、所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数420枚、発電量49.2キロワットです。

転用の時期は平成30年12月15日から平成31年3月31日で、資金計画は借入金によるもので、保証内定通知書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は、国の指針に賛同し太陽光発電事業に参入するとし、

譲渡人は、譲受人の計画に同意するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、国道297号芳賀地先、国際武道大学野球場交差点の●側、約●●●メートルの位置となります。

以上で議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、4番谷敏夫委員をお願いします。

○4番（谷敏夫委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

11月5日、申請者と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草等が繁茂している状況でした。

譲受人は、国の指針に賛同し太陽光発電事業を行いたいとし、譲渡人は、譲受人の計画に納得するとして申請に至ったとのことでした。

現場は第2種農地に該当し、代替性は無いと判断されることから、許可要件につきまして特に問題はないと考えます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、吉野委員

○1番（吉野茂子委員） 国の指針というのは、どういう内容でしょうか。

○事務局長（窪田正） 再生利用エネルギーの利用ということで、風力や太陽光などの自然エネルギーを活用することを推進していきましょうということです。

○1番（吉野茂子委員） それはエネルギーに対しての国の考え方でよろしいですか。

○事務局長（窪田正） これにつきましては、東日本大震災がございましたけれども、あの時に原子力発電所も被害がありまして、エネルギー不足による計画停電など色々と支障が出た訳でありますけれども、これまでの発電方法だけでなく自然的なエネルギーも活用していきましょうという考えでございます。

○1 番（吉野茂子委員） はい、ありがとうございます。

○議長（高吉粧一会長） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1 番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、

農業経営基盤強化促進法第1 8 条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成3 0 年1 0 月2 2 日付けで決定を求められたものです。

このたびの1 1 月定例会に諮るべき件数は、新規設定1 件、2, 9 7 9 平方メートルです。

資料の2 ページをご覧ください。

申請番号1 番、宿戸の田、6 筆、2, 9 7 9 平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、1 2 月1 日から5 ヶ年の新規設定です。

なお、後の報告に関連いたしますが、本計画に該当する農地は平成2 3 年1 0 月2 7 日から1 0 年間の利用集積計画が1 0 筆で決定され現在に至っておりますが、当時の貸付者が亡くなっていること及び一部の筆の集積計画を解約したいとのことから、全体の1 0 筆を合意解約し今後も耕作を行って行く6 筆に新たに賃借権を設定しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。
これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。
よって、申請番号1番の計画は、原案のとおり決定いたしました。
ご案内の議案は以上でございますが、事務局から追加議案とすべき案件があるとのこと
であります。
事務局から説明を願います。
窪田事務局長。

- 事務局長（窪田正） 恐れ入りますが、ここで追加議案として勝浦市農業委員会農地利用
最適化推進委員募集要項についてを加えさせていただきたいと思えます。
本来であれば、勝浦市農業委員会会議規則第3条の規定により、会議の3日前までに通
知することとなっておりますが、同条ただし書きにて急施を要する場合はこの限りではな
いとの規定から本議案を加えさせていただきたいと思えます。
内容といたしましては、本年度末に委員・推進委員の任期が満了することに伴い、募集
の方法等についての要項を定めるものであります。
内容につきましてご説明いたします。
平成28年度に新体制に移行する際に決定された勝浦市農業委員会農地利用最適化推進
委員募集要項を今年度のものに改めたものであり、推薦・募集期間の日程以外に変更はご
ざいませぬ。
概要は、1で業務の内容、2で募集区域及び人数、3で募集の方法、4で推薦・募集期
間、5で推薦・応募資格、6で推薦・応募方法、7で任期、8でその他でございます。
以上で説明を終わります。

- 議長（高吉粧一会長） 事務局の内容説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 3番の応募の方法の1の推薦なのですが、市内の区2地区以上の連名ということになっていますが、これは区長の推薦になるということですか。

○事務局長（窪田正） 基本的には区からの推薦を想定しております。

この後、今月末に上野地区、総野地区、勝浦・興津地区を対象に各区の代表にお集まりいただき、委員と推進委員の募集に関する説明会の方を開催させていただく予定です。

その中で、基本的に区からの推薦を重要視することになると考えております。

2区以上ですので、前回の場合ですと2区から4区の間で推薦されています。

○3番（数金清美委員） わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） これは再任もよろしいんですか。

○事務局長（窪田正） はい、再任は妨げないとしております。

○2番（末吉光委員） わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について、報告第3号、電気事業者の行う

送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出について、及び報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、資料の3ページ、4ページになります。

このたびの11月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は2件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。

次に報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出については、資料の5ページになります。

このたびの11月定例会にご報告すべき当該計画書の提出は1件であり、受付後に県へ送付いたしました。

次に報告第3号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出については、資料の6ページになります。

このたびの11月定例会にご報告すべき当該計画書の提出は1件であり、受付後に県へ送付いたしました。

最後に報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知については、資料の7ページになります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃借権の解除・解約の申し入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものであります。このたびの11月定例会にご報告すべき当該件数は1件です。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

はい、吉野委員。

○1番（吉野茂子委員） 最近、太陽光発電施設が多く設置されておりますが、例えば30年、40年経ち使えなくなったパネルが増えた場合、そういうものを撤去するところまで考えられているんですか。

○事務局長（窪田正） 資源エネルギー庁の太陽光発電設備の設置に係る事業計画策定ガイドラインで、確かその内容についての記載があったかと思えます。

その中で、撤去や処分費用を見込んだ事業計画の策定についての記載がありますので、撤去や処分まで見込んだ費用の事業計画が策定されています。

撤去をする時にはいくら費用が掛かるかを、計画策定の段階で考えておくことになりま

すので、撤去の必要が出た場合の費用は見込んであるということになります。

○1番（吉野茂子委員） はい、わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にございませんか。
はい、谷委員。

○4番（谷敏夫委員） 太陽光発電施設を先行して設置して、期間が経っているところもあると思いますが、そういったところで何か課題というのは出てきていますか。

○議長（高旨粧一会長） 今のところ設置した場所で、風水害があったとか、土砂崩れがあったとか、周辺農地への日当たりの問題や太陽の反射で住宅に迷惑を掛けるなどの話は市内では聞いておりません。

○事務局長（窪田正） 事務局の方にもそういった話は入ってきていません。

○議長（高旨粧一会長） もし、そういった情報があれば皆さんで共有したいと思いますので、ご報告をお願いします。
他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声がございましたので、日程第4、その他を終わります。
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。
これをもって、平成30年勝浦市農業委員会11月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後2時05分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年11月6日

議長(会長)

署名委員

署名委員
